

江南市立古知野西保育園  
指定管理者公募要領【案】

## 1. 指定管理者制度の趣旨

指定管理者制度とは、「公の施設」の管理について、民間の能力を活用することにより住民サービスの向上と経費の縮減を目指すもので、地方自治法第244条の2第3項に基づき、地方公共団体の出資法人や公共団体等に限らず、民間事業者も議会の議決を経て、「公の施設」の管理を行う指定管理者となることができるもので、本市においては保育園の設置目的をより効果的かつ効率的に達成し、住民福祉のより一層の向上に資することを目的として平成21年度から指定管理者制度を導入しています。

《参考：根拠法令》

### \* 地方自治法第244条の2第3項

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

## 2. 公募の概要

江南市立古知野西保育園の指定管理者の指定にあたり、江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第2号)の規定に基づき、次のとおり管理運営を行う事業者(以下「指定管理者」という。)を募集します。

### (1) 施設名称

江南市立古知野西保育園

### (2) 業務等の内容

別紙「古知野西保育園指定管理者業務仕様書」(以下、「業務仕様書」という。)を参照してください。

### (3) 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで(5年間)

※上記の指定期間は市議会での議決により、正式に定まります。

※上記の指定期間中における保育状況や経営状況を審査し、適切に保育運営を継続できると市が判断した場合、令和10年度以降の次期指定期間の指定管理者に指定することがあります。

### (4) 引継ぎ期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間を引継ぎ期間とします。

この期間内において、保育業務を円滑に移行するため、現在、古知野西保育園の管理運営を行っている指定管理者と共同で次の業務を行うものとします。

- ① 令和4年10月1日から令和5年3月31日までの期間において、保育士(令和5年4月以降の勤務予定者4名程度)を派遣して合同保育を行うこと。
- ② 令和5年2月1日から令和5年3月31日までの期間において、調理員(令和5年4月以降の勤務予定者1名)を派遣して合同調理を行うこと。
- ③ 業務内容や日程は、市と指定管理者が協議して決定する。
- ④ 指定管理者は、保育事務の引継ぎに係る必要書類、各種印刷物の作成などの費用を負担すること。
- ⑤ 市は、合同保育及び合同調理に派遣される保育士及び調理員の人件費に相当する額を予算の範囲内で負担する。

### (5) 指定管理者の募集方法及び選定方式

事業計画書等の申請に必要な書類(以下、「提案書類」という。)を公募により募集

し、その内容について審査を行い指定管理者の優先候補者を第1順位から第3順位まで選定します。

(6) 選定委員会の設置

外部委員等で構成する「江南市立保育園指定管理者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)を設置し、選定基準等に基づき提案書類等を審査して評定を行います。

(7) 選定結果の通知

選定結果は、提案書類を提出した応募者に対して書面により郵送にて通知します。

(8) 協定の締結

指定管理者の選定後、優先候補者と協議を行います。協議が成立した後、議会の議決を経て、その優先候補者を指定管理者として決定し、協定を締結します。

(9) 第2順位、第3順位の候補者との交渉

上位の優先候補者との協議が成立しなかった場合は、第2順位、第3順位の優先候補者と順次協議を行います。

(10) 問い合わせ先

こども未来部保育課

〒483-8701 愛知県江南市赤童子町大堀90番地

電話 0587-54-1111 FAX 0587-56-5515

Eメール jido@city.konan.lg.jp

### 3. 施設の概要

(1) 当該施設の設置目的

江南市立古知野西保育園(以下、「保育園」という。)は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条の規定に基づき、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的に設置した施設です。

(2) 施設の概要

- |        |  |
|--------|--|
| ① 所在地  | 江南市東野町郷前48番地   |
| ② 敷地面積 | 2,879.83㎡  |
| ③ 設立年月 | 昭和29年6月  |
| ④ 建物構造 | 鉄骨コンクリート造2階建(昭和58年3月建築)  |
| ⑤ 延床面積 | 941.36㎡(1階 639.86㎡、2階 301.50㎡)   |
| ⑥ 施設内容 | 職員室(46.80㎡)、保育室(45.36㎡×6室)、<br>乳児室(66.24㎡)、遊戯室(105.09㎡)、調理室(43.20㎡)、<br>屋外遊戯室(638.37㎡)、屋外遊具、水遊び場 |

(3) 指定管理者が担う業務の範囲(詳細については、別紙「業務仕様書」を参照)

- |                  |                        |
|------------------|------------------------|
| ① 保育園の運営に関すること   |                        |
| ア 通常保育           |                        |
| イ 延長保育           |                        |
| ウ 障害児保育          |                        |
| エ 給食及びおやつ提供など    |                        |
| ② 人員の配置等に関すること   | 保育園の運営及び施設の管理に必要な人員の配置 |
| ③ 施設の管理に関すること    |                        |
| ア 施設の清掃、点検及び保守管理 |                        |
| イ 施設内の整理整頓及び環境美化 |                        |
| ウ 送迎時の安全管理       |                        |

- ④ その他必要と認められる業務
  - ア 事業計画書及び収支予算書の作成
  - イ 事業報告書及び収支決算書の作成
  - ウ 関係機関との連絡調整
  - エ 市の実施事業に対する協力業務

#### 4. 公募に関する事項

##### (1) 指定管理者の公募及び選定スケジュール

スケジュールは次のとおり予定しています。

- ① 公募要領の配付 : 令和3年 8月16日(月)～10月15日(金)
- ② 公募説明会の開催 : 令和3年 9月10日(金)
- ③ 質問書の受付 : 令和3年 9月13日(月)～17日(金)
- ④ 質問書の回答 : 令和3年 9月30日(木)
- ⑤ 申請書類の受付 : 令和3年10月8日(金)～15日(金)
- ⑥ ヒアリング : 10月下旬
- ⑦ 保育現場視察 : 11月上旬
- ⑧ 審査結果の通知及び第1順位から第3順位までの優先順位の決定  
: 令和3年11月中旬
- ⑨ 優先候補者との協定結果に向けた細目協定  
: 令和3年11月下旬
- ⑩ 指定管理者の決定及び協定締結(議会の議決後)  
: 令和4年4月1日(金)

##### (2) 指定管理者の公募手続き

###### ① 公募要領配付

- ・配付期間: 令和3年8月16日(月)～10月15日(金)
- ・配付場所: 江南市役所 1階 こども未来部保育課
- ・配付時間: 午前9時～午後5時

※土曜、日曜日、祝祭日は配付しません。

###### ② 公募説明会の開催

公募に関する説明会を次のとおり開催します。古知野西保育園指定管理者公募説明会申込書(様式1)に必要事項を記入の上、9月6日(月)午後5時までにFAX又はEメールでお申し込みください。

(説明会終了後に古知野西保育園の視察を行います。)

- ・開催日時: 令和3年9月10日(金)
- ・開催場所: 江南市役所
- ・参加人数: 各応募事業者につき2名まで

※説明会当日は、公募要領等の必要書類を持参してください。

###### ③ 質問書の受付

公募に関する質疑を次のとおり受け付けます。

- ・受付期間: 令和3年9月13日(月)～17日(金)
- ・受付方法: 公募要項に関する質問書(様式2)に記入の上、FAX又はEメールで送付してください。

(受付期間以外に送付された質問書には回答しません)

###### ④ 質問書への回答

質疑に対する回答は、説明会に参加したすべての団体に対して9月30日(木)

にEメールで回答します。

なお、この回答に対する質疑は受け付けません。

⑤ 申請書類の受付

- ・受付期間：令和3年10月8日（金）～15日（金）
- ・受付時間：午前9時～午後5時
- ・受付方法：こども未来部保育課に持参し提出してください。  
（郵送での応募は受け付けません。）

⑥ ヒアリング等の実施

令和3年10月から11月に選定委員会を開催し、次のとおりヒアリング及び視察等を実施した上で優先候補者を決定します。

- ・開催日時：令和3年10月中旬から11月上旬
- ・開催場所：江南市役所及び応募者が運営する保育施設  
※ヒアリング等の実施の方法の詳細については、別途通知します。

⑦ 審査結果の通知

審査結果は、すべての応募者に郵送にて通知します。

（令和3年11月中旬に発送予定）

⑧ 優先候補者との協定締結に向けた細目協議

令和3年11月中旬から12月中旬までにかけて、優先候補者と協定の締結に向けた細目協議を行います。

⑨ 指定管理者の決定

議会の議決を経て、令和4年3月下旬に指定管理者を決定します。

⑩ 指定管理者との協定締結

指定管理者が決定された後、その指定管理者と協定を締結します。

## 5. 応募に関する事項

### (1) 応募の条件

#### ① 応募資格

愛知、岐阜、三重、静岡の4県内で現に認可保育所、認定こども園又は幼稚園を運営している（地方公共団体から運営を委託されている場合も含む）社会福祉法人、学校法人又はその他の事業者（以下事業者という。）であること（個人及びグループでの応募はできません。）。

#### ② 応募者の制限

応募事業者が次に該当する場合は、応募者となることができません。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する場合

イ 市から指名停止の措置を受けている場合

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による更生手続き又は再生手続きが終了していない場合

エ 過去3年間の法人税、消費税及び地方消費税並びに市税等を滞納している場合

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体の場合。また、団体の役員(法人でない団体の代表者又は管理人を含む。)及び施設に配置する職員が、同法第2条第6号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者の場合

カ 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第166条（副市長の兼業禁止）、第180条の5第6項（委員会の委員及び委員の兼業禁止）の規定に抵触する場合

## (2) 応募書類

申請時に、次に掲げる①～⑤までの書類を提出すること。

### ① 指定管理者指定申請書（様式3）

申請する公の施設の名称を記載のこと。

### ② 事業計画書（様式4）

事業計画書様式に掲げる各項目について記載するとともに、次のアからナまでの保育園運営に関する基本的事項について任意様式により提出してください。

ア 保育園運営にあたっての基本となる運営方針及び保育方針

イ 各年齢に応じた保育計画についての考え方

ウ 一日の保育の流れと年間行事計画

エ 事故発生時の対応について

オ 地震、台風、火災、不審者等に備えた防災安全管理計画

カ 施設の安全管理についての考え方

キ 子どもの健康管理や衛生管理に対する考え方

ク 延長保育の実施について、その理念と配慮する点及び職員配置等の考え方

ケ 障害児保育の実施について、その理念と配慮する点及び職員配置等の考え方

コ 乳児保育の実施について、その理念と配慮する点及び職員配置等の考え方

サ 地域における子育て支援の考え方

シ 地域及び関係機関との連携の考え方

ス 虐待への対応と、その考え方

セ 保護者とのコミュニケーション及び育児支援の考え方

ソ 給食・おやつの提供に対する考え方

タ 園児への食育に対する考え方

チ 保護者からの意見、要望、苦情等の把握及び対処の考え方

ツ 職員配置等の考え方

#### i 職員配置及び勤務体制の計画

a 人材の確保、採用方法

b 職種別職員配置計画（職員数、資格、経験、雇用形態、賃金体系）

c 配置予定職員の経歴（園長候補者については必須）

d 職員の勤務条件（就業規則、給与規程、雇用契約書等）

#### ii 職員の育成（研修体制）

#### iii 職員の健康管理

テ 保育園運営にあたって事業者独自の提案について

ト 運営業務の遂行が困難となったときの履行保証に関する考え方及び具体的対応策

ナ その他の取組み

i 個人情報保護に関して講じる措置

ii 情報公開に関して講じる措置

iii 省エネルギー、ごみの削減など環境に配慮した取組み方策

iv 住民からの苦情の受付及び対応

### ③ 収支計画書

令和5年度から令和9年度までの各年度の収支計画書①(様式5-1)を作成し、5年度分の収支計画書②(様式5-2)に集計してください。

なお、初年度については、次の事業別に人件費明細を含めた経費の見積書を提出してください。

ア 基本保育事業の経費の見積書

- イ 事業者が独自に提案した事業に係る経費の見積書
- ④ 事業者に関する書類（任意様式）
- ア 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- イ 令和3年度の事業計画書及び過去3か年の事業報告書
- ウ 代表者の履歴書
- エ 役員名簿
- オ 職員の構成（保育士については平均年齢、平均勤続年数）  
過去3か年の人員表  
各決算期末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数（パートタイマー、アルバイト）。なお、非常勤従業員数は8時間で1人と換算してください。
- カ 現在運営している施設及び事業の概要、貸借対照表及び損益計算書
- キ 現在運営している施設に係る指導・監督官庁の指導検査結果（直近2回分）
- ク 第三者評価結果又は利用者アンケート結果（実施している場合）
- ケ 当該法人の登記事項証明書
- コ 過去3か年の法人税、消費税、地方消費税、法人市町村税の納税証明書
- サ 過去3か年の貸借対照表及び損益計算書
- ⑤ 誓約書  
指定管理者募集要領に掲げる応募資格の要件を満たしていること及び提出した申請書類に虚偽又は不正がないことについての誓約書（様式6）
- ⑥ 提出部数  
原本1部、コピー13部（書類は、A4判 両面印刷 左とじ）
- (3)留意事項
- ① 重複提案の禁止  
事業計画書等による提案については、1応募団体につき1提案とします。
- ② 提案内容の変更等の禁止  
提案された応募書類の内容を変更又は追加することはできません。
- ③ 虚偽記載の禁止  
応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ④ 応募書類の取扱い  
市へ提出された応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。  
また、事業者PR用のパンフレット等は、提出書類に必要な事項が記載されている場合であっても添付しないでください。
- ⑤ 著作権の帰属  
応募書類の著作権は、応募団体に帰属します。ただし、指定管理者の候補団体選定の公表及びその他市長が必要と認める場合には、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。
- ⑥ 応募書類の開示に関する取扱い  
応募書類は、開示請求があった場合、原則として公開します。ただし、江南市情報公開条例(平成15年条例第2号)第7条第3号の規定に掲げる情報については、部分的に不開示とします。
- ⑦ 応募に関する費用負担  
応募に関して必要となる費用は、応募団体の負担とします。
- ⑧ 応募の辞退  
応募書類を提出した後に辞退する際には、指定管理者応募辞退届（様式7）を提出してください。

## 6. 経理に関する事項

### (1) 保護者から納付される保育所保育料等の取扱い

保育園に入園した園児の保護者から納付される主食及び副食に係る料金は指定管理者の収入とし、保育所保育料、延長保育料は市の収入とします。

### (2) 経費の支払い方法

会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)の四半期ごとに支払います。なお、支払い時期や支払方法は、古知野西保育園の管理に関する協定書(以下「協定書」という。)で定めます。

### (3) 管理口座

指定管理に係る経理は、企業、団体の口座とは別途の独立した専用口座を設定して入出金を管理し、会計帳簿等も独立したものを作成することとする。

※専用口座で、古知野西保育園以外に係る入出金は行わないこと。

### (4) 指定管理料に含まれるもの

① 人件費(社会保険料、退職給与引当金を含む)

② 事業費(保育に要する経費)

③ 管理費(施設の修繕費、光熱水費などの施設の維持・管理に要する経費)

※修繕費については、指定管理用のうち各年度における修繕費を協定書に明記し、各年度における修繕費の実績が下回った場合はその差額を不用額として精算することとする。

### (5) 自主事業にかかる費用

自らの提案による自主事業の実施に必要な経費については、指定管理が負担することとする。

## 7. 審査及び選定に関する事項

保育園の指定管理者の選定にあたっては、選定委員会を設置し、江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条に掲げられた基準に基づき、選定委員会において審査します。審査は総合評価により行い、候補者を第1順位から第3順位まで選定します。

### (1) 審査基準

江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条に掲げられた次の基準に基づき審査します。

① 事業計画による公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。

② 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

③ 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

### (2) 審査手順

① 応募書類の確認

応募者からの提出資料について、市が事前に確認をします。

② 審査方法

選定委員会による書類審査、プレゼンテーション及び保育実施施設現地調査を実施し、優先候補者を選定します。なお、応募者多数の場合は1次審査として書類審査のみ行い、上位4団体程度に対して2次審査としてプレゼンテーション、保育実施施設現地調査を実施します。



③ プレゼンテーション

ア 日 時：令和3年 月（予定）

イ 場 所：江南市役所

ウ 出席者：事業所の代表者及び施設長（園長） 予定者

※別途、詳細は通知します。

エ 審査結果の通知

選定の結果は、全ての応募団体に対して文書にて郵送で通知します。

(3) 協定に関する事項

① 基本的な考え方

指定管理者選定後、優先候補者と協議を行い、協議内容の合意後、議会の議決を経て、優先候補者を指定管理者として決定し、協定を締結する予定です。

なお、協定書の発効は、令和4年4月1日とします。

また、第1順位の優先候補者との協議が成立しない場合は、第2順位、第3順位の候補者と順次協議を行います。

② 指定管理者の指定

優先候補者の選定後、協定の締結に向けた協議を行い、地方自治法の規定に基づき、市議会に優先候補者を指定管理者とする議案を付議し、その議決を受け、指定管理者として指定することになります。

ただし、市議会の議決を経るまで及び議決後から協定書発効までの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定しない場合があります。

この場合において、優先候補者が本件に関して支出した費用については、市は一切補償しません。また、市議会の議決が得られなかった場合も同様とします。

③ 協定内容

ア 管理運営業務の実施方法に関する事項

イ 財産の管理に関する事項

ウ 指定管理期間等に関する事項

エ 年度協定に関する事項

オ 管理運営業務の範囲に関する事項

(a) 市が行う業務の範囲

(b) 業務範囲の変更

(c) 業務範囲外の業務

カ 管理運営業務の再委託に関する事項

キ 開業準備に関する事項

ク 緊急時・災害時の対応に関する事項

ケ 守秘義務に関する事項

コ 個人情報保護に関する事項

サ 第三者評価に関する事項

シ 事業計画書に関する事項

ス 事業報告書等に関する事項

セ 管理運営業務の調査等に関する事項

ソ 管理運営業務の改善勧告に関する事項

タ 指定管理料の支払いに関する事項

チ 損害賠償に関する事項

ツ 第三者への賠償に関する事項

テ 不可抗力による費用負担に関する事項

- ト 指定の取消し等に関する事項
- ナ 指定管理者の引継ぎに関する事項
- ニ 協力、権利・義務の譲渡の禁止に関する事項
- ヌ 管轄裁判所に関する事項
- ネ 協定の変更に関する事項
- ノ 疑義についての協議に関する事項

## 8. 事業報告に関する事項

### (1) 四半期総括書の提出

指定管理者は、毎四半期終了後に過去3か月間の業務内容を総括した四半期総括書を作成し、市長に提出すること。

### (2) 事業報告書の提出について

会計年度終了後、1か月以内に決算後の事業報告書を作成し、市長へ提出すること。

### (3) 利用者アンケート及び自己評価の実施

指定管理者は、利用者アンケートを適宜実施し、その結果を市長に報告すること。また、毎年度終了後、業務仕様書の業務内容について市が定める基準により自己評価を行い、市長に提出すること。

### (4) 第三者評価結果の提出について

毎年度、市が指定する事業者が行う第三者評価を受け、その結果を事業報告書に添えて提出すること。

### (5) 事業内容の調査

市長が事業内容を調査する必要があると認めた場合、立ち入り調査を行います。

### (6) 業務の内容を満たしていない場合の措置

事業報告の審議や第三者評価の結果、指定管理者の業務が業務仕様書に規定した内容を満たしておらず、指定管理者による管理運営を継続することが適当でないと市が判断した場合、指定管理者に対して是正勧告を行います。その後、改善が見られないときは、その指定を取り消すことがあります。

## 9. 関係法規の遵守

指定管理者は業務を遂行する上で、次に掲げる法令等の規定を遵守しなければならない。なお指定期間中に各項目に規定する法令等に改正があった場合は、改正された内容によるものとする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）

労働基準法（昭和22年法律第49号）

消防法（昭和23年法律第186号）、水道法（昭和32年法律第177号）、その他施設若しくは設備の維持管理又は保守点検に関する法令

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

江南市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年規則第7号）

江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第2号）

江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第3号）  
江南市立保育所設置条例（昭和39年条例第4号）  
江南市立保育所の管理及び運営に関する規則（昭和51年規則第7号）  
江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）  
江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の決定等及び保育所保育料の徴収に関する規則（令和元年規則第43号）  
江南市個人情報保護条例（平成15年条例第1号）  
江南市個人情報保護条例施行規則（平成15年規則第1号）  
江南市情報公開条例（平成15年条例第2号）  
江南市情報公開条例施行規則（平成15年規則第3号）  
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）  
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛知県条例第68号）  
保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）  
その他保育に関連する法令、厚生労働省通知等及び条例など

## 10. 引継ぎに関する事項

### (1) 指定期間の開始または満了時

- ① 新たに指定管理者に指定された団体は、本施設の管理運営委業務を円滑かつ支障なく遂行できるよう、令和4年度中に市及び現指定管理者から業務の引継ぎを受けます。また、指定期間満了時も、次の管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営を遂行できるよう、期間を設けて引継ぎを行います。
- ② 引継ぎを行う際には、次の事項について配慮すること。
  - ア 6か月以上の引継ぎ期間を設けること。
  - イ 保護者への十分な説明を行うこと。

※いずれの場合も、引継ぎに要する経費について、市は負担しません。

### (2) 事業の継続が困難となった場合の措置

#### ① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、保育園の管理運営の継続が困難になった場合は、市長は江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第9条の規定に基づき、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。この場合、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

なお、指定管理者は、次の管理者が円滑かつ支障なく、保育園の管理運営を遂行できるよう、引継ぎを行うこと。

#### ② 当事者の責めに帰さない事由による場合

天災、自然災害、不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰さない事由により、保育園の管理運営の継続が困難になった場合は、市と指定管理者は指定管理の継続の可否について協議するものとします。一定期間の協議において双方の合意が得られない場合は、それぞれ事前に書面で通知することにより協定を解除することができるものとします。

なお、指定管理者は次の管理者が円滑かつ支障なく、保育園の管理運営を遂行できるよう、引継ぎを行うこと。

## 11. 業務の委託等

指定管理者は、事業の全部を第三者に委託し、または請け負わせることはできません。ただし、指定管理者が自ら行うことのできない一部の特殊な業務については、市長の承認を得たうえで専門の事業者に委託することはできます。

## 12. その他

- (1) 指定管理者は、保育園の管理、運営の履行に当たり、指定管理者の責めに帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。
- (2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合、又は協定書に定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者は誠意を持って協議するものとする。
- (3) 指定管理者が行う管理、運営に関し、市と指定管理者とのリスク分担については、別紙業務仕様書「リスク分担表」によるものとし、リスク分担表に定めのない事項については、市と指定管理者とが協議して決定することとする。

### 【募集に関する問い合わせ先】

〒483-8701 愛知県江南市赤童子町大堀90番地  
江南市役所 こども未来部 保育課 保育管理グループ  
電話 0587-54-1111 (内線 240)  
FAX 0587-56-5515  
メール [jido@city.konan.lg.jp](mailto:jido@city.konan.lg.jp)